

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業協議会規約

(名称)

第1条 この会は、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、益城町復興計画に位置付けの都市拠点の整備における、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）について、まちづくりの観点、都市拠点整備の観点、熊本都市圏東部地域の復興に及ぼす効果の観点等から、議論し、町及び熊本県に意見や提案を行うことにより、熊本地震からの早期復興に資することを目的とする。

(委員会の設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、土地区画整理事業が終了するまでとする。ただし、委員全員の同意があり、かつ、町長が認めた場合は土地区画整理事業が終了する前に、解散することができる。

(組織)

第4条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 木山地区まちづくり協議会
- (2) 町商工会
- (3) 町議会議員
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号から第3号の委員が役職を退いたときは、前2項の規定にかかわらず、委員の職を失う。

(協議会の活動)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 町及び熊本県から示される事業計画等について、意見等を取りまとめ、町及び熊本県に提案を行う。

(2) その他、協議会の目的達成のために必要な活動を行う。

(会長等)

第7条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、学識経験のある者に委嘱された委員から委員の互選により定める。

3 副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第8条 会長が、協議会の円滑な運営に資すると認める場合は、オブザーバーの出席を認め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第9条 会議は、会長が必要に応じ招集し、会議の進行を行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第10条 事務局は、益城町復興整備課に置く。

(委任)

第11条 この規約に定めのない事項については、会長が町長及び協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年5月24日から施行する。